

新たな局面を向かえた生物多様性条約 —COP10後の動向—

発 正浩

昨年、名古屋で生物多様性に関する締約国会議 (COP10) が開催された。これをきっかけに生物多様性条約について関心を持ち、その重要性を理解した方も多くおられたことと思う。生物多様性条約とは、生物多様性の保全および持続可能な利用への包括的アプローチを規定した条約である。COP10の大きな成果の一つは、生物遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分 (ABS: Access and Benefit Sharing) に関する国際ルールとなる「名古屋議定書」が採択されたことである。ABSについては、生物遺伝資源の利用から得られる利益の公正な配分を求める資源国と、利用する先進国の間で意見に隔たりがあり、話し合いが難航していた。「名古屋議定書」にも、資源国と利用国、双方の言い分に配慮した結果、お互いが都合の良いように解釈できる部分が残ってしまった。そのため本議定書は「玉虫色の合意」とも言われている。しかし、COP10でABSに関する国際ルールが採択された意義は大きく、これで生物多様性条約の本来の目的を達成する基盤が構築されたと言える。

しかし、この「名古屋議定書」が本当の国際ルールとして効力を発揮するためには、今後いくつかの過程を経る必要がある。つまり、今年の2月から議定書参加への意思を表す署名がニューヨークの国連本部で開始されており、10月1日の時点で日本を含む65カ国が署名している。各国は署名を終えると、それぞれの国会の批准・承認を得て正式に参加を決める必要がある。さらに実際の運用のためには、各国がこの議定書に基づく生物多様性に関する国内法を制定し、権限ある国内当局及び政府窓口を設置することが必要である。しかしながら、実際には生物多様性条約に関する国内法を設定している国は少ないのが現状である。つまり、COP10は成功裏に閉幕したが、本当のABS国際ルールの整備はこれからなのである。

そんな状況下、生物遺伝資源を利用する国際共同研究の現場で、資源国と利用国のABSに対する認識の違いからしばしば混乱が生じている。特に、「伝統的知識」に関する取り扱いで意見が対立するケースがある。この場合の伝統的知識とは、たとえば資源国で古くから伝えられているような薬用植物の効能 (伝承的効能) などを指し、医薬品や健康食品などを開発する際のヒントになるような情報を含んでいる。つまり、いくつかの資源国は、COP10で議論した事実だけで、利用国側もすでに伝統的知識への知的財産権および利益配分を認めたと考えている場合があり、それを元に共同研究の契約交渉に臨んで来る。しかし、先にも述べたが、新たなABS国際ルールの運用にはまだまだ各締結国の国内的な整備が必要である。そのため、資源国にABSに関する国内法がない

場合は、利用国としては伝統的知識の知財権あるいは過度の利益配分などを認める必要はない。その認識の違いから共同研究の契約交渉が難航するケースが生じている。

JSTやJICAが進めている国際共同研究プログラムにおいても、生物遺伝資源を利用した研究課題があり、COP10後、相手国が共同研究契約に伝統的知識の知的財産権などを求めてきたケースがある。我々は、生物資源探索において、伝統的知識の重要性は認め、十分尊重している。しかし、相手国にABSに関する国内法がない状態では、伝統的知識の知財権を承認する必要はないと考える。このような場合の打開策としては相手国と根気強く真摯に交渉を行うしかない。これまでのところ、直接相手国を訪れ、生物多様性条約の現状、両国の状況、研究の必要性について誠意を持って話し合うことで、何とかお互いの立場を理解し合意にたどり着いている。

一方、我々は生物遺伝資源から大きな恵みを受けてきた。発らの専門とする天然物有機化学の分野では、高脂血症薬スタチン、免疫抑制剤タクロリムスなどが広く知られている成果だと思う。これら薬剤の化学構造は決して化学合成研究のみでは見いだせなかったであろう。生物遺伝資源は今後も科学技術の発展に大きく寄与することが期待される。しかし、生物多様性条約の発効以来、資源国の生物遺伝資源利用を躊躇する企業・研究機関がでてきていることも事実である。実際に、生物遺伝資源利用の運用ルールが十分整備されていない現状では、いくつかのトラブルも生じている。アフリカ南部のサン族が伝統的に食していた食欲抑制効果のある植物 (フーディア) での国際トラブルは有名な例であろう。今後、生物遺伝資源を有効に利用していくためには運用基盤などの早急な整備が必要である。

生物多様性条約、および気候変動枠組条約はともに1992年の地球サミットで採択された国際的な枠組みである。自分達の繁栄しか考えなかった人間社会に一石を投じた大きな動きであったと思う。しかし、実際の運用は各国の利害関係が優先され難航している。この難局を打開するためには国境を越えた人々の意見交換が必要であり、それが国際ルールを築き上げる道ではないかと、海外研究者との交流を通して実感している。最近ではサイエンスを中心として広く世界と意見交換できるネットワークサービス “Friends of SATREPS”²⁾ など開設されており、今後、国際的なコミュニケーションが益々活発化し、本当の国際ルールが整備されていくことを期待する。

1) <http://www.jst.go.jp/global/>

2) <https://fos.jst.go.jp/>